

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年五月十七日富雄川筋字十ヶ土地改良区の定款の変更を認可した。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真